

市内公立6中学校合同バンドによるマーチング演奏会



生徒たちの練習成果を披露する機会となります。多くの方の

市有地を売却します

- ▽参加資格 個人か法人
▽売却物件 表のとおり
▽参加要領の配布
●期間:4月17日(月)~5月12日(金)
●時間:午前9時~午後5時
●場所:市民課 五日市出張所
市民総合窓口(土曜日は、市民課のみ)
※市ホームページからダウンロードできます。
▽参加申込み受付
●期間:5月1日(月)~12日(金)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
●時間:午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)
●場所:契約管財課
▽入札保証金 参加申込書の提出後、入札金額の3割以上の入札保証金を納付してください。
▽入札方法 5月15日(月)から19日(金)必着までに、入札書入札保証金領収書(納入通知

10部のプレミアム付き商品券取扱店募集

あきる野商工会では、市と協力し、管内の経済対策事業として、あきる野市・檜原村内の店舗で使用できる10部のプレミアムを付けた期間限定の商品券を取り扱う店舗を募集します。
▽商品券の概要
●額面5000円の商品券22枚綴り1万1000円分を1冊1万円で2万5000冊販売
●商品券発行日:7月18日(火)
●先行販売(3000冊):7月18日(火)
●売日(7月18日)現在で75歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、母子手帳をお持ちの妊婦の方、未就学児(平成23年4月2日以降生まれ)がいる世帯の代表者を対象に、往復はがきによる抽選で販売予

書兼領収証書の写し)、住民票(法人の場合は、履歴事項全部証明書か登記簿謄本、3か月以内のもの)を簡易書留などで送付してください。
●開札日時:5月22日(月)午前10時
●場所:市役所5階504会議室
●契約期限 札された方は、7月7日(金)までに契約してください。
▽問合せ 契約管財課 契約管財係(直通58・1390)

表 売払い物件

Table with 6 columns: 物件番号, 所在地番, 地目(公簿), 地積(公簿), 用途地域建ぺい率、容積率, 最低売却格. It lists 5 properties for sale with their respective details.

※1...土地利用条件として建築物の用途は戸建て専用住宅に限る。
※2...確定測量地積 ※3...現況測量地積 ※4...土地区画整理事業換地処分地積

定使用期間:発行日から12月31日(日)まで

●対象 商工会会員の事業所(未加入事業所は、加入手続きを行ってください)
▽申込み方法 申込書に記入の上、5月15日(月)までに申し込んでください。
※詳しくは、あきる野商工会のホームページ(http://www.wakirunone.jp/)をご覧ください。
▽申込み・問合せ あきる野商工会(☎559・4511)、商工振興課商工振興係

手当や医療費助成の手続きはお済みですか

市内在住で、乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などで次の

要件にあてはまる方は、申請することで、手当や医療費の助成が受けられます。

▽乳幼児医療費助成制度
●対象:乳幼児を養育し、各種健康保険に加入している方
*内容:医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成
▽義務教育就学児医療費助成制度
●対象:小学校1年生~中学校3年生を養育し、各種健康保険に加入している方(所得制限あり)
*内容:入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費自己負担分はありません。
*通院(柔道整復などの施術を含む)に係る医療費(通院1回当たり)の自己負担分は、200円が上限

●対象:平成11年4月2日以降の生まれか障がいのある20歳未満の方で、次に該当する児童(児童福祉施設に入所している方を除く)を扶養している父、母か養育者

▽児童育成手当(障害手当)
●対象:20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
*「愛の手帳」1~3度程度の児童
*「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
*脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童など
●手当額(月額)
*児童1人につき:1万5500円
●支給月:6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
▽特別児童扶養手当
●対象:20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している方、児童の障がい理由とする年金を受給している方を除く)
*「愛の手帳」1・2度か3度の児童
*「身体障害者手帳」1・3級程度の児童か同程度の児童
●手当額(月額)
*手当等級1級:5万1450円
*手当等級2級:3万4270円
*4月分から改定されました。
●支給月:4月、8月、11月(前月分までをまとめて支給)
※その他 障がいのある方の手当は、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者(児)福祉手当、心身障害者(児)交通費等助成金がありますので、障がい者支援課にお問い合わせください。
▽申請・問合せ 子ども政策課

診療の自己負担)を助成(所得により一部負担金有)障がい児関係手当制度

▽児童育成手当(障害手当)
●対象:20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
*「愛の手帳」1~3度程度の児童
*「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
*脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童など
●手当額(月額)
*児童1人につき:1万5500円
●支給月:6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
▽特別児童扶養手当
●対象:20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している方、児童の障がい理由とする年金を受給している方を除く)
*「愛の手帳」1・2度か3度の児童
*「身体障害者手帳」1・3級程度の児童か同程度の児童
●手当額(月額)
*手当等級1級:5万1450円
*手当等級2級:3万4270円
*4月分から改定されました。
●支給月:4月、8月、11月(前月分までをまとめて支給)
※その他 障がいのある方の手当は、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者(児)福祉手当、心身障害者(児)交通費等助成金がありますので、障がい者支援課にお問い合わせください。
▽申請・問合せ 子ども政策課

▽児童扶養手当
●対象:小学校1年生~中学校3年生を養育し、各種健康保険に加入している方(所得制限あり)
*内容:入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費自己負担分はありません。
*通院(柔道整復などの施術を含む)に係る医療費(通院1回当たり)の自己負担分は、200円が上限
●手当額(月額)
*0歳~3歳未満(一律):1万5000円
*3歳~小学校修了前(第1子・第2子):1万円
*3歳~小学校修了前(第3子以降):1万5000円
*中学生(一律):1万円
*所得制限を超える方(一律):5000円
※養育する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。
●支給月:6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
▽ひとり親関係手当・助成制度
●対象:児童扶養手当の対象者と同じ
●内容:医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険